

第3回憲法について考える市民集会 「地球環境の危機と環境権について考える」 を開催して

憲法委員会委員長 由良 登 信

1 はじめに

和歌山弁護士会の主催で、2008年10月31日(金)午後6時30分からビッグ愛1階大ホール(和歌山市)に於いて、第3回憲法について考える市民集会「地球環境の危機と環境権について考える」を開催しました。約70名の市民のみなさんにご参加いただきました。

まず、主催者を代表してあいさつに立った山西陽裕和歌山弁護士会会長は、「地球温暖化によって、海面が上昇したり、洪水、大型ハリケーン、干ばつなどが地球規模で発生しており、地球と人類にとって危機的な状況になるうとしている」「そこで、生存権を保障している憲法25条及びそこから導かれる環境権という視点からこの問題について考えてみようということで、憲法委員会と公害対策・環境保全委員会の共同で今回のシンポジウムを企画した」と集会の趣旨を説明されました。



2 解説映像「地球温暖化シミュレーション」の上映

(1) 温暖化による未来の気候変化を予測する研究は、世界の12カ国、17の研究チームで行われています。日本では、国立環境研究所、東京大学気候システム研究センター、海洋開発機構フロンティア研究センターの共同研究チームが、世界でもトップクラスのスーパーコンピューター「地球シミュレータ」を使い、2010年までの温暖化予測計算を行いました。この地球シミュレータは、640台のスーパーコンピューターをネットワークで接続したもので、1秒間に最大40兆回の計算ができます。このコンピューターの中に本物の地球と同じような大気や海を再現したもう一つの地球を作り出し、「経済成長優先でグローバル化が進み、化石燃料と新技術をバランスよく用いる社会」を想定して計算しています。そのコンピューターが作り出す地球の映像を示しながら、国立環境研究所の江守正多さんが解説をしてくれています。(この映像は、チームマイナス6%のホームページ <http://www.team-6.jp/cc-sim/> からダウンロードできます。)

(2) その予測計算結果は次のようになっています。

① 気温 徐々に気温が上昇してゆき、地

球全体の平均では、1900年に比べて2028年に2度、2052年に3度、2100年に5度上昇します。北極やヒマラヤ付近での気温上昇が大きく、海上よりも陸上の方が温度上昇が大きい。

② 降水量 大気の中に含まれる水蒸気が増え、地球全体の平均では降水量が増え、地表からの蒸発量も増えます。高緯度地方や熱帯太平洋で降水量が増え、逆にほとんど降水量が少ない亜熱帯を中心に、ますます雨が減る地域が増えます。

③ 土壌水分量 温暖化が進むと、地面から水分が蒸発しやすくなり、降水量が大きく増える地域を除いて、地面が乾燥するところが多くなります。アマゾンの熱帯林が乾燥してゆきます。

④ 海面水位 海が暖まることによって海水が膨張することと、南極とグリーンランドの氷床や山岳の氷河が融けて海に流れ込むことによって、海面は上昇する。

⑤ 積雪・海氷 現在雪の多い地方でも積雪が減ってゆき、北極海の海氷は年々面積が減少し、9月だけに注目するとやがて完全に消えてしまうことになります。

(3) 私たちの生活・社会に次のような影響が予測されます。

① 高温や干ばつにより、農業の生産性が落ちる地域が出てくる。

② 雨が減って、水不足が深刻化する地域が出てくる。

③ 逆に、大雨による洪水の危険性が高まる。

④ 標高の低い沿岸地域では、海面の上昇により高潮の危険が高まる。

⑤ 熱波による健康被害が増え、マラリアなどの熱帯伝染病の危険にさらされる地域が広がる。

⑥ 生態系が破壊され、絶滅する生物種が増える。

(4) メッセージ

「温暖化を食い止めるには、世界の温室効果ガスの排出量を半分以下にする必要があります。そのためには、個人、地域、企業、国といったあらゆるレベルでの取り組みが必要です。」

「私たち1人1人の行動によって、未来を変えることができます。今から100年後、その時生きる人類は、自分たちがどんな地球に住むかを定めることはできません。未来を決めることができるのは、今を生活している私たちだけなのです。」

3 講演「危険な気候変動の状況と国、地域、市民の役割」(要旨)

講師 浅岡 美恵 氏

(気候ネットワーク代表・弁護士)



(1) 公害問題と地球環境の問題

憲法は25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として生存権を保障し、13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については……最大の尊重を必要とする」と書いています。

ところが、日本では、これまでに水俣病、

イタイイタイ病、大気汚染などの公害が発生し、企業の経済活動によって、地方住民に大変な犠牲をもたらしてきました。一度汚染された海や土壌を元のように戻すためには、何十年もかかります。

こういう公害の問題と今問題となっている地球環境の問題は、共通項がありますし、ちがうところもあります。

まず、重要な事は、公害は地域的なものですが、地球環境というのは地球全体に及ぶものです。今はまだ逃げ場所があるように見えますけれど、もうちょっとすると、地球上、どこへも逃げてゆく場所がなくなります。これが非常に大きな特徴です。

もう一つは時間的な問題です。公害は、環境を汚染するとその影響（被害）が、それほど時間を経ずに出てきます。中間的なところにあるのがアスベストで、吸引しまして20年から30年後くらいに発症し、発症したときには治療のしようがないということになっています。これを「静かな時限爆弾」と呼んでいます。地球温暖化も時限爆弾のようなものでして、もはや温暖化は止められず、その影響をいかに最小限に抑えるかが問題で、深刻な影響が現れてきたときには、解決にかかる時間がとてつもなく長いものです。しかも、ある時点を越えると、それから排出削減に取り組んでも元へは戻せない、取り返しがつかないことになってしまうのです。温暖化の進行の速度に生態系が適応できず、絶滅が懸念される種も増加します。また、二酸化炭素を大気中に排出しますと、自然界が吸収してくれるまで残存し、それが一定の量を超えて海洋大循環に影響を及ぼすほどになると、気候システムの破壊は不可逆的になるといわれています。科学者の中には、もう、その段階に

近いという人もいます。

(2) 温室効果ガスの排出量を減らす必要

ア、排出した温室効果ガスを自然界が吸収してくれる量というのが、1990年ころの水準でせいぜい50%ぐらいです。今では、90年レベルよりも25%くらい排出量が増えていますので、今から排出量を半分にしても追いつかず、6割くらい減らして、やっと森林とか海とかが吸収してくれる量になって、これ以上は大気中に増えないということになります。増えないといっても、高止まりしているのですから、その影響はずっと出てくることとなります。

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、第4次評価報告書で、気温の上昇を2度程度に止めるためには、世界の温室効果ガス総排出量を、今後10～15年にピークを迎え、2050年に1990年比で50%削減しなくてはならないと警告しています。

イ、CO₂の各国の排出量を世界地図の中に表すと、北半球での排出量が多いことがわかります。特に、アメリカと中国が多く、インドも日本と同じくらい排出しています。ところが、中国とアメリカでは人口が5倍ほど違いますから、1人当たりになると中国の人たちはアメリカの人の5分の1しか排出していないということになります。そして、経済発展の途上にある国の人たちも、先進国のようにもっと産業を活発にして、豊かになりたいという要求があります。

しかし、そうはいつでも、中国が今の2倍を排出したら、地球は持ちません。そこで、先進国と途上国で、CO₂削減をどう分担し合うのかというむづかしい問題にぶ

つかります。IPCCは、2050年に世界の総排出量の50%削減を達成するためには、先進国が2020年に1990年比で25~40%、2050年に80~95%削減することが必要であるとしています。

ウ、また、世代間の衡平という問題もあります。CO₂の排出は、財政赤字と同様に、将来への大きな負債です。子どもたちの世代に、今より深刻な問題が起こることは間違いないでしょう。「お父さん、お母さん、私たちにも（排出枠を）残しておいてよ」という子どもたちの声を聞く必要があります。

エ、そして、気候を安定させることは、安全保障の問題だと捉えられてきています。今後、数十年のうちにどんどん気温が上昇してゆくと、それによって起こる気候変動も大変な事態になってゆき、農業生産が低下し、食料が足りないことなどから環境難民が生じたり国際紛争がもたらされることが懸念されており、そういうことから温暖化問題は国際社会の大問題となっているわけです。

オ、日本国憲法の前文は良くできていると思います。憲法の人権規定は「すべて国民は」という書き方をしている、ほかの国の人権はどうかと問題となったり、今生きている人だけの人権規定の形になっているのですが、憲法前文の中には「われらとわれらの子孫のために」この憲法を確定する、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」「いずれの国家も、自国のことのみで専念して他国を無視してはならない」という言葉が書かれています。

60年前によくぞこういうことを考えて、しっかりした思想の入ったものを書き込めたのかと感心します。この憲法で温暖化問題に対応することが重要なのではないかと思います。

(3) 世界の動きと日本政府のスタンス

20年前の1988年に各国から優秀な科学者たちを選んでIPCCが国連の中に設けられて、1990年に第1次レポートを出し、その中で、21世紀の中ごろにはCO₂排出量を半分以上にしなければならないと書きました。その報告を受けて、92年に地球サミットを開催することになり、その直前に国連気候変動枠組条約を採択し、97年には京都議定書を採択して2012年までの削減目標を掲げ、温暖化問題に対処してゆくことになりました。

ところが、日本は、その京都議定書で2012年までに90年比でCO₂排出量を6%削減する約束をしたのですが、2006年で逆に6.2%も排出量が増えています。日本の経済界や政府は、CO₂をたくさん出すことが経済活動に必要なことだと思っていて、CO₂を減らすのに実効性のある政策をとっていないためです。

福田政権のときに、2050年に60~80%減らすことを日本の目標として提示しましたが、そこに至るまでのプロセスである2020年の中期目標の数値は何も示していません。来年の12月にコペンハーゲンで、2013年以降の各国の削減目標を決めることになっているのです。

ヨーロッパでは、これからはCO₂を減らしながら経済を発展させるという方針を決めて、10年近く取り組みをすすめ、成果が出

ています。1つは、エネルギー効率を高めてゆく、もう1つは太陽光発電とか風力とかバイオマスとかの再生可能エネルギーへ置きかえていって、必要なエネルギーを獲得するという方法です。次の時代の新しいビジネスモデルを開くという挑戦がヨーロッパを中心に動き出しているのです。

しかし、日本のトップはなかなかわかりにくいようです。80%もの削減を実行し低炭素社会を実現するには政治的に強い意思とリーダーシップが必要です。政治を変えさせるためには、我々が声を出してゆき、世論を感じさせないと、政治家が目覚めません。

(4) われわれは何をしないといけないか

ア、まず、われわれ自身をもっともっと本当の危機というものをしっかりと知ることが大事です。ぼやっとした不安にとどまっていたはいけません。

イ、そして、われわれがしっかり目標を持ち、それを国の目標にさせることが必要です。政府は2050年に60~80%削減との長期目標を述べたものの、それに至る道すじを示しません。気温上昇を2度程度に止めるために必要な2020年、30年といった中期の数値目標を定め、方向性を国民的に共有することが必要です。また、再生可能エネルギー拡大の目標も大事です。

ウ、その目標達成のために、法律でルールをつくり、仕組みを変えることが必要です。

日本の排出量の3分の2を占める発電所や工場などの大口排出事業者の排出削減は不可欠です。そのために、国が大口事業所に排出量の上限枠（キャップ）を設け、それ以上削減できればその排出枠を売る（取引する）ことができるキャップアンドトレ

ード型の国内排出量取引制度の導入が焦点となっています。総量での排出削減を確実に達成する経済的手法としてEUや米国の州ですでに実施され、オーストラリアでも導入が予定されています。また、炭素税も北欧だけでなく、イギリスやドイツでも導入されています。

先進国のなかでこうした対策が何らとられていないのが日本とロシアです。日本は、温暖化の問題だけではなくて、さまざまな問題で、必要なルールが作れない、新しいことにチャレンジできないという国になっています。

最近、日本でも「排出量取引」を試験的に始めることにしましたが、これは、キャップアンドトレードとはまったくちがうものです。事業者の任意参加ですし、削減目標は排出事業者が自分で決め、エネルギー効率やCO₂原単位目標でもよいというもので、生産量が増加すると排出総量も増加してしまい、排出総量を削減する手段ではありません。

エ、私たちは、家庭でも電気のスイッチをこまめに切る、省エネの機器や自動車に買いかえる、太陽光発電・省エネ住宅にしてゆくということに自分でも取り組み、もう一方でしっかり政治を動かすルールをつくらせる力を持つことが必要です。

世界はこの地球温暖化の問題でつながっています。原因も影響もつながっています。世界の人びとのチャレンジというものもつながっています。われわれが、この地球規模の流れ、動きとつながって、この問題に取り組めば、日本の政治も動かすことができるというのが、これまでこのことに関わってきた私の実感です。

4 おわりに

最後に、由良登信憲法委員会委員長が、「今日の集会で取り上げられたテーマは、私たちの子や孫やその先の子孫の生存にかかわるとしても重要な事です」「未来に生きる人類は、自分たちがどんな地球に住むかを決めることはできない。今生きている私たちしか未来の

地球環境を決められないと江守さんや浅岡さんが言われましたが、私たちの責任は非常に重いと思いました」「今日学んだことを、これからもずっと大事にして、われわれも地域で、また国の政策に反映させるための取り組みをしていかなければいけないと思います」と述べ、集会を閉会しました。

第3回 憲法について考える市民集會



地球環境の危機と 環境権について考える

化石燃料の大量消費などが原因で、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が急激に上昇し、地球の温暖化が進行し、海面上昇・大型ハリケーン多発・洪水・干ばつなどの気候変動が地球規模ではじまっています。このままでは地球と人類の生存にとって危機的事態になると予測されます。

そこで、憲法 25 条の生存権及びそこから導かれる環境権の視点から、地球環境の危機的状況と CO₂ 排出抑制についての法規制等の国の責任、地域、市民の役割について考えることにしました。

● 講演
「危険な気候変動の状況と
国、地域、市民の役割」
講師 浅岡美恵氏（気候ネットワーク代表）

● ビデオ上映（約 20 分）
「地球温暖化シュミレーション」（国立環境研究所製作）

2008年
10/31 金
午後6時 開場
午後6時30分 開演
ビッグ愛 1階 大ホール



主催／和歌山弁護士会 連絡先／〒 640-8144 和歌山市四番丁 5 番地 Tel 073-422-4580(代) Fax 073-436-5322